小規模多機能型居宅介護事業所　夢の元気村　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（松阪市指定　事業所番号２４９０７００１６４）
当事業所は利用者に対して「小規模多機能型居宅介護サービス」を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」あるいは「要介護」と認定された方が対象となります。

１．事業者

(1) 法人名　　特定非営利活動法人　介護支援ネットワーク
(2) 法人所在地　　松阪市飯南町向粥見２４９番地
(3) 電話番号　　０５９８－３２－５２１０
(4) 代表者氏名　　理事長　　森本　幸一郎
(5) 設立月日　　平成１７年　１月１２日

２．事業所の概要

(1) 事業所の種類　　小規模多機能型居宅介護事業所
平成２４年　３月　１日　松阪市指定　事業所番号２４９０７００１６４
（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所　平成２４年　４月　１日指定）
(2) 事業所の目的　　利用者が、住み慣れた地域で、介護保険法令に従い、可能な限り自宅で、暮らし続けられるように支援することを目的として、通いサービスを中心に訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称　　小規模多機能型居宅介護事業所　夢の元気村
(4) 事業所の所在地　　松阪市飯南町向粥見２４９番地
(5) 電話番号　　TEL　：　0598-32-7100　　FAX　：　0598-32-7101
(6) 管理者　　氏名　　柳瀬　綾華
(7) 当事業所の運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスを中心に宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、介護が必要になっても『自宅』で生活するためのお手伝いをします。
(8) 開設年月日　　平成２４年３月１日
(9) 登録定員　　29 名（通いサービス定員 15 人、宿泊サービス定員８人）
(10) 居室等の概要　　当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
宿泊室８室（内６室は個室・２室は共用）、居間、食堂、台所、浴室
消防設備（消火器、誘導灯）
※松阪市の基準条例により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

３．事業実施地域および営業時間

(1) 通常の事業の実施地域　　三重県松阪市飯南、飯高東、飯高西、大江地区

※松阪市以外の地域（多気町、明和町、大台町、津市）の方は居住地域の自治体がサービス提供を認めた場合、３名までご利用可能です。

(2) 営業日および営業時間

営業日 年中無休

・通いサービス　月～日　　７：００～１９：００

・訪問サービス　随時

・宿泊サービス　月～日　１９：００～翌日７：００

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

４．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞　※指定基準を遵守しています。　（令和７年 10 月１日現在）

・管理者　　1名（常勤、兼務）

・介護支援専門員　　1名（非常勤、兼務）

・介護職員　　1名（管理者と兼務）、1名（介護支援専門員と兼務）
6名以上（常勤、専従）、2名以上（非常勤、専従）

・看護職員　　2名（非常勤、専従）

ア 日中における職員の配置数

・通いサービスの利用者数が３名またはその端数を増すごとに１名以上

・訪問サービスとして８２名以上

イ 夜間および深夜の時間帯（宿泊サービスを受けている利用者がいる日のみ）

・１名以上

ウ　24 時間連絡可能体制(宿直及びオンコール体制)

＜主な職種の勤務体制＞

・管理者　　勤務時間　　８：００～１７：００
勤務内容：　事業所全般の管理、業務内容調整

・介護支援専門員　　勤務時間　　８：３０～１７：３０の間４時間以上
勤務内容：　プランの作成、介護サービス調整・相談業務

・介護職員　　日中勤務時間　　６：００～２１：００の間（勤務シフトによる）
夜間勤務時間　　２１：００～ 翌朝 ６：００ の間
勤務内容：　日常生活や身体の介護

・看護職員　　勤務時間　　９：００～１８：００の間４～８時間
※利用者の状況により、残業勤務あり
業務内容：　健康チェック等の医務業務
生活リハビリ等

５．　当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについて、指定小規模多機能型居宅介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。生活保護受給されている利用者については介護扶助から支払われます。

（２）以下のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画書に定めます。

＜サービスの概要＞

ア　通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

・食事の提供および食事の介助をします。

・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

・入浴または清拭を行います。

・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④生活リハビリ

・利用者の状況に適した生活リハビリを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の身体状況の把握を行い、異常が認められる場合、ご家族と相談の上、対処を支援します。

⑥送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ　訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や生活リハビリを提供します。

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①介護職員の医療行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動など迷惑行為

ウ　宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、排泄等の日常生活上の介護を提供します。

＜サービス利用料金＞

・通い・訪問・宿泊（介護費用分）に対し、１ヶ月の包括費用（定額）となります。

・月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多くなった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

・月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。

※登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

※登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

・要介護認定を受けていない場合は、申請をしていただき利用開始となります。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

＜加算について＞

（A）訪問体制強化加算

訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事であることが加算の対象となります。単位数は、1ヶ月あたり 1,000 単位。

（B）総合マネジメント体制加算（Ⅰ）

①個別サービス計画について利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、看護職員等多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること

②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること

③日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること

④必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

⑤事業所の性に応じて下記の１つ以上実施している

- 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。
- 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。
- 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
- 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。

上記①から⑤が加算の条件となります。単位数は、1ヶ月あたり 1,200 単位

（C）初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。３０日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。単位数は、1 日あたり 30 単位。

（D）認知症加算　　※該当の場合、次のいずれか一つのみ算定します。

①認知症加算（Ⅲ）・・・直近の主治医意見書又は主治医の診断書で「高齢者認知症の日常生活自立度」がⅢ以上の登録利用者が対象になります。
単位数は　1ヶ月あたり 760 単位

②認知症加算（Ⅳ）・・・要介護度２に該当し、直近の主治医意見書又は主治医の診断書で「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡの登録利用者が対象になります。
単位数は　1ヶ月あたり 460 単位

（E）看護職員配置加算（Ⅲ）

職務に従事する看護職員を常勤換算方法で１名以上配置していることが条件となります。単位数は　1ヶ月あたり 480 単位。※介護予防の利用者には加算されません。

（F）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち①介護福祉士の占める割合が３０％以上、②介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修終了者の占める割合が５０％以上、③勤続７年以上の者が３０％以上のいずれかに該当する場合の加算です。単位数は、1ヶ月あたり３５０単位。

（G）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

３つの加算が一本化され、各加算を加えた総単位数に対し 14.6%を乗じた数値が算定単位として追加加算されます。

	要介護度	単位数	
小規模多機能型居宅介護費	要支援１	３，４５０／月	
	要支援２	６，９７２／月	
	要介護１	１０，４５８／月	
	要介護２	１５，３７０／月	
	要介護３	２２，３５９／月	
	要介護４	２４，６７７／月	
	要介護５	２７，２０９／月	
訪問体制強化加算		１，０００／月	
総合マネジメント体制加算		１，２００／月	
初期加算		３０／日	入居又は退院から 30 日
認知症加算（Ⅲ） 認知症加算（Ⅳ）		７６０／月 ４６０／月	医師の意見書または診断書による
看護職員配置加算（Ⅲ）		４８０／月	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		上記を合計した１ヶ月の総単位数の１４．６％	

（３）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア　食材料費

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：２００円　　昼食：５００円　　夕食：５００円

おやつ：１００円

イ　宿泊代

利用者に提供する居室の費用です。

一泊　　個室利用の場合　１，５００円

　　共有利用の場合　１，０５０円

ウ　おむつ代などの日常生活費

おむつ代、行事やレクリエーションの材料費、外出時の拝観料等、利用者の使用される個人用の日用品（歯ブラシ、化粧品）などは全て実費です。

エ　その他（一部地域に適応）

本事業所は松阪市介護保険事業計画において定められた生活圏域のうち、飯南・飯高東・飯高西・大江地区を通常の事業実施区域としています。

（４）利用料金のお支払い方法

（ア）毎月月初め、前月分の利用料請求書を発行しますので、その月の１５日までにお支払いください。後日利用料領収書を発行させていただきます。

（イ）お支払い方法は、現金または銀行振込（下記振込口座）です。銀行振込の場合は利用者ご本人またはご家族様（契約者様）のお名前でお願いいたします。

（ウ）振込手数料は利用者ご本人またはご家族様にてご負担願います。

【銀行振込の場合】　三十三銀行　嬉野支店 普通預金　No. ２６４８３６１

特定非営利活動法人　介護支援ネットワーク

（５）利用の中止、変更、追加

・小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、介護計画を立てて、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

・利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１ヵ月ごとの包括費用のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヵ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は全額負担をお支払いいただく場合があります。

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供できない場合もあります。

（６）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能居宅介護支援事業とは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動へ参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ支援する事業です。事業者は、適切なサービスを提供するために、利用者やご家族と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

６．個人情報の保護及び秘密保持について

・利用者の個人情報を含む居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。

・事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、秘密をもらすことのないよう努めます。

（７）提供するサービスの事業所自己評価及びサービス評価総括表の実施状況について

・直近の実施状況を添付します。また毎年行われる評価については、都度ご報告します。

７．　苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

（ア）苦情受付窓口　　小規模多機能型居宅介護事業所　夢の元気村

（イ）電話番号　　０５９８－３２－７１００　　ＦＡＸ０５９８－３２－７１０１

（ウ）受付担当者　　事業所職員全員

（エ）苦情解決責任者　　管理者　柳瀬　綾華

（２）行政その他苦情受付機関

・松阪市介護保険課指導監査係

〒514-0003　松阪市殿町 1340-1　　電話番号 0598－53－4190

・三重県国民健康保険団体連合会保健介護福祉課介護障害福祉係

〒514-8515　三重県津市桜橋 2 丁目 96　　電話番号 059-222-4165

８．　運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

・利用者

・利用者の家族の代表者

・地域住民の代表者（自治会長・民生委員）

・市職員（飯南地域振興局職員・松阪市第三地域包括支援センター職員）
・知見を有する者他（老人会代表など）

９．協力医療機関
当事業所では、各利用者の主治医との連携が基本となります。病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

積木整形外科	多気郡大台町栃原１０９８－４	０５９８－８４－６８６８
たなか歯科病院	松阪市飯南町粥見４２０４－１	０５９８－３２－５０００

１０．　非常火災時の対応
当事業所では、管理者のもと、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
非常災害設備：誘導灯、非常灯、消火器、メガホン

１１．　事故発生時の対応
当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、松阪市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、当事業所の責により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

１２．緊急時の対応について
サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、家族に連絡します。

１３．　サービス利用にあたっての留意事項
・ サービス利用の際には介護保険被保険者証を提示してください。
・ 事業所室内での喫煙は禁止します。火気の取扱いは禁止します。
・ 電気器具使用時はあらかじめ申し出てください。
・ 金銭・貴重品の管理は利用者が行います。
・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

令和　　７年　　月　　日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項および別紙添付の個人情報保護方針についての説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所　夢の元気村

説明者職名　　管理者　　氏名　　柳瀬　綾華　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項および個人情報保護方針の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　（〒　　－　　）

氏名　　㊞

代理人　　㊞

ご利用者との関係（　　）

※　この重要事項説明書は、松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成 25 年 4 月 1 日）第 108 条により準用する第 9 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。